

平成 17 年

# 小樽市議会会議録

第 1 回 臨時会

小 樽 市 議 会

平成 17 年  
小樽市議会 第 1 回臨時会 会期及び会議日程

会期 5 月 2 7 日 ~ 5 月 3 0 日 ( 4 日間 )

| 月日 ( 曜日 )       | 本 会 議    | 委 員 会                           |
|-----------------|----------|---------------------------------|
| 5 月 2 7 日 ( 金 ) | 提案説明等    | 経済・建設両常任委員会、議会運営委員会、市立病院調査特別委員会 |
| 2 8 日 ( 土 )     | 休 会      |                                 |
| 2 9 日 ( 日 )     | ”        |                                 |
| 3 0 日 ( 月 )     | 質疑、討論、採決 |                                 |

平成17年  
第1回臨時会会議録目次  
小樽市議会

5月27日(金曜日) 第1日目

|   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 出席議員               | 1 |
| 1 | 欠席議員               | 1 |
| 1 | 出席説明員              | 1 |
| 1 | 議事参与事務局職員          | 2 |
| 1 | 開 会                | 3 |
| 1 | 開 議                | 3 |
| 1 | 会議録署名議員の指名         | 3 |
| 1 | 日程第1 議席の一部変更       | 3 |
| 1 | 日程第2 会期の決定         | 3 |
| 1 | 日程第3 議案第4号         | 3 |
| 1 | 日程第4 常任委員の所属変更     | 3 |
| 1 | 日程第5 議会運営委員の辞任及び選任 | 3 |
| 1 | 日程第6 特別委員の辞任及び選任   | 4 |
| 1 | 日程第7 議案第1号ないし第3号   | 4 |
|   | 市長提案説明(議1~3)       | 4 |
| 1 | 日程第8 休会の決定         | 5 |
| 1 | 散 会                | 5 |

5月30日(月曜日) 第2日目

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 出席議員                  | 7  |
| 1 | 欠席議員                  | 7  |
| 1 | 出席説明員                 | 7  |
| 1 | 議事参与事務局職員             | 8  |
| 1 | 開 議                   | 9  |
| 1 | 会議録署名議員の指名            | 9  |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし第3号      | 9  |
|   | 質 疑 古沢議員              | 9  |
|   | 予算特別委員会の設置を求める動議 新谷議員 | 22 |
|   | 討 論 菊地議員              | 23 |

|               |    |
|---------------|----|
| 採 決（投票）.....  | 24 |
| 討 論 北野議員..... | 25 |
| 採 決.....      | 29 |
| 1 閉 会.....    | 29 |

## 議事事件一覧表

議案

|    |    |   |   |                         |
|----|----|---|---|-------------------------|
| 議案 | 案第 | 1 | 号 | 平成17年度小樽市一般会計補正予算       |
| 議案 | 案第 | 2 | 号 | 平成17年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 議案 | 案第 | 3 | 号 | 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案  |
| 議案 | 案第 | 4 | 号 | 小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案   |

## 質 問 要 旨

### 質疑

古沢議員（５月３０日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

#### １ 議案第１号について

- （１）「三位一体改革」に対する見解
- （２）繰上充用と市財政再建
- （３）市民負担で歳出の削減、歳入の確保
- （４）人件費の抑制効果
- （５）石狩湾新港事業
- （６）旧マイカル・ＯＢＣの滞納問題
- （７）「財政再建推進プラン」の策定
- （８）総務省の「新たな行革指針」
- （９）人事院給与改革案と「財政再建推進プラン」

#### ２ 議案第３号について

- （１）国庫負担の削減は国の責任後退
- （２）都道府県調整交付金の創設
- （３）全国知事会アンケートと市長見解
- （４）保険料収納割合による減額措置

#### ３ その他

平成17年  
第1回臨時会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成17年5月27日

出席議員(32名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 上野正之  | 2番  | 森井秀明  |
| 3番  | 山田雅敏  | 4番  | 小前真智子 |
| 5番  | 井川浩子  | 6番  | 吹田友三郎 |
| 7番  | 若見智代  | 8番  | 菊地葉子  |
| 9番  | 小林栄治  | 10番 | 大橋一弘  |
| 11番 | 大畠護   | 12番 | 前田清貴  |
| 13番 | 横田久俊  | 14番 | 成田晃司  |
| 15番 | 佐々木茂  | 16番 | 斎藤博行  |
| 17番 | 山口保   | 18番 | 佐々木勝利 |
| 19番 | 武井義恵  | 20番 | 新谷とし  |
| 21番 | 古沢勝則  | 22番 | 北野義紀  |
| 23番 | 大竹秀文  | 24番 | 松本光世  |
| 25番 | 見楚谷登志 | 26番 | 久末恵子  |
| 27番 | 中畑恒雄  | 28番 | 高橋克幸  |
| 29番 | 斉藤陽一良 | 30番 | 秋山京子  |
| 31番 | 佐野治男  | 32番 | 佐藤利幸  |

欠席議員(0名)

出席説明員

|       |       |              |       |
|-------|-------|--------------|-------|
| 市長    | 山田勝麿  | 助役           | 鈴木忠昭  |
| 収入役   | 中松義治  | 教育長          | 菊讓    |
| 水道局長  | 工藤利典  | 総務部長         | 山田厚   |
| 総務部参事 | 吉川勝久  | 財政部長         | 磯谷揚一  |
| 経済部長  | 山崎範夫  | 市民部長         | 佃信雄   |
| 福祉部長  | 山岸康治  | 保健所長         | 外岡立人  |
| 環境部長  | 安達栄次郎 | 建設部長         | 嶋田和男  |
| 港湾部長  | 本間達郎  | 小樽病院<br>事務局長 | 小軽米文仁 |
| 消防長   | 仲谷正仁  | 教育部長         | 中塚茂   |

監査委員 旭 一 夫  
事務局長

総務部総務課長 田 中 泰 彦

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事務局 長 松 川 明 充

事務局次長 三 浦 波 人

庶務係 長 石 崎 政 嗣

議事係 長 中 崎 岳 史

調査係 長 佐 藤 正 樹

書 記 渡 辺 美 和

書 記 北 出 晃 也

書 記 大 崎 公 義

書 記 島 谷 和 大

書 記 松 原 美 千 子

書 記 橋 場 敬 浩

**開会 午後 1時00分**

**議長（中畑恒雄）** これより、平成17年小樽市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、井川浩子議員、斎藤博行議員をご指名いたします。

日程第1「議席の一部変更」を議題といたします。

お諮りいたします。

議席番号1番ないし6番、9番ないし15番、23番ないし26番につきましては、ただいまご着席のとおり議席を変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日から5月30日までの4日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第4号」を議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明等を省略し、直ちに採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 1時01分**

**再開 午後 1時30分**

**議長（中畑恒雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4「常任委員の所属変更」を議題といたします。

本件につきましては、森井秀明議員が経常委員から建設常任委員に、大橋一弘議員が建設常任委員から厚生常任委員に、大島護議員が厚生常任委員から経常委員に、佐々木茂議員が建設常任委員から経常委員に、斉藤陽一良議員が経常委員から建設常任委員に、佐野治男議員が建設常任委員から経常委員に、佐藤利幸議員が経常委員から建設常任委員に、それぞれ変更されたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおりそれぞれ委員会の所属を変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「議会運営委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、松本光世議員から辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任及び定数変更に伴い新たに選任する委員につきましては、上野正之議員、森井秀明議員、成田晃司議員、佐々木茂議員を指名したいと思いを。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

日程第6「特別委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、学校適正配置等調査特別委員であります小前真智子議員及び菊地葉子議員、市立病院調査特別委員であります若見智代議員及び見楚谷登志議員からそれぞれ辞任したい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、学校適正配置等調査特別委員に北野義紀議員及び大竹秀文議員を、市立病院調査特別委員に小前真智子議員及び菊地葉子議員をそれぞれ指名したいと思いを。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 1時34分**

**再開 午後 3時00分**

**議長(中畑恒雄)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7「議案第1号ないし第3号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号平成17年度一般会計補正予算につきましては、平成16年度一般会計の決算見込額を試算いたしました結果、歳入総額約666億7,800万円に対し、歳出総額約678億9,500万円となり、12億1,700万円の収支不足を生じる見込みでありますので、平成17年度の諸収入を財源として繰上充用いたしたく提案いたしました。

以上の結果、平成17年度の一般会計の財政規模は645億1,491万7,000円となりました。

平成16年度の財政運営に当たりましては、ご承知のとおり当初予算で市税収入の減少や大幅な地方交付税等の減額などにより、他会計や基金からの借入れで補てん措置したにもかかわらず、約19億円の財源不

足を生じ、赤字予算として編成いたしました。

年度途中においては、台風18号や大雪などにより予期せぬ財政需要も生じましたが、北海道や国への市債の導入の働きかけが認められたことや遊休資産の積極的売却により一定の財源を確保し、歳出面では予算執行の段階での経費節減に努めたほか、北海道の制度改正に合わせた医療助成制度の見直しなどにより、赤字額縮減に努めました。

結果として、市税収入が予算より落ち込む中、減債基金残高約1億4,300万円全額を取り崩すなどを含め、当初予算編成時より赤字額を約7億円圧縮したものの、大変残念なことでありますが、約12億円の収支不足を生じ、昭和52年度決算以来となる27年ぶりの赤字決算を余儀なくされたものであります。

さらに、平成17年度も当初予算で収支均衡を図るため諸収入に3億9,164万5,000円を形式的に計上しており、これが今回の措置で16億864万5,000円と増大することとなりました。加えて、財源調整のための基金も残高がゼロとなりましたので、大変厳しい財政運営とならざるを得ないのであります。

そのため、平成17年度予算の執行に当たっては、これまで以上に徹底した経費節減と事務の効率化に努めるのはもちろんであります。今後は3月にお示した「財政再建推進プラン」の実施計画策定に全庁挙げて取り組み、財政再建に向けた道筋を示していきたいと考えております。

次に、議案第2号平成17年度老人保健事業特別会計補正予算につきましては、平成16年度の同会計において概算交付制度の中で国庫負担金及び道負担金が歳入不足となり、収支に不足を生じる見込みでありますので、繰上充用による措置を行うため、平成17年度に精算交付される歳入を財源として所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第3号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定の際に控除するものに、新たに導入された都道府県調整交付金を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中畑恒雄）** 日程第8「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明5月28日から5月29日までの2日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 3時04分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 井 川 浩 子

議員 齋 藤 博 行

平成17年  
第1回臨時会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成17年5月30日

出席議員(32名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 上野正之  | 2番  | 森井秀明  |
| 3番  | 山田雅敏  | 4番  | 小前真智子 |
| 5番  | 井川浩子  | 6番  | 吹田友三郎 |
| 7番  | 若見智代  | 8番  | 菊地葉子  |
| 9番  | 小林栄治  | 10番 | 大橋一弘  |
| 11番 | 大畠護   | 12番 | 前田清貴  |
| 13番 | 横田久俊  | 14番 | 成田晃司  |
| 15番 | 佐々木茂  | 16番 | 斎藤博行  |
| 17番 | 山口保   | 18番 | 佐々木勝利 |
| 19番 | 武井義恵  | 20番 | 新谷とし  |
| 21番 | 古沢勝則  | 22番 | 北野義紀  |
| 23番 | 大竹秀文  | 24番 | 松本光世  |
| 25番 | 見楚谷登志 | 26番 | 久末恵子  |
| 27番 | 中畑恒雄  | 28番 | 高橋克幸  |
| 29番 | 斉藤陽一良 | 30番 | 秋山京子  |
| 31番 | 佐野治男  | 32番 | 佐藤利幸  |

欠席議員(0名)

出席説明員

|       |       |              |       |
|-------|-------|--------------|-------|
| 市長    | 山田勝麿  | 助役           | 鈴木忠昭  |
| 収入役   | 中松義治  | 教育長          | 菊讓    |
| 水道局長  | 工藤利典  | 総務部長         | 山田厚   |
| 総務部参事 | 吉川勝久  | 財政部長         | 磯谷揚一  |
| 経済部長  | 山崎範夫  | 市民部長         | 佃信雄   |
| 福祉部長  | 山岸康治  | 保健所長         | 外岡立人  |
| 環境部長  | 安達栄次郎 | 建設部長         | 嶋田和男  |
| 港湾部長  | 本間達郎  | 小樽病院<br>事務局長 | 小軽米文仁 |
| 消防長   | 仲谷正仁  | 教育部長         | 中塚茂   |

監査委員長 旭 一 夫

総務部総務課長 田 中 泰 彦

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事務局 長 松 川 明 充

事務局 次長 三 浦 波 人

庶務 係長 石 崎 政 嗣

議事 係長 中 崎 岳 史

調査 係長 佐 藤 正 樹

書 記 渡 辺 美 和

書 記 北 出 晃 也

書 記 大 崎 公 義

書 記 島 谷 和 大

書 記 松 原 美 千 子

書 記 橋 場 敬 浩

**開会 午後 1時00分**

**議長（中畑恒雄）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小前真智子議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して質問いたします。

まず、議案第1号です。

平成16年度一般会計の決算見込額において、実質収支額で約12億1,700万円の歳入不足が生じるようになりました。これの繰上充用であります。昭和46年から53年までの8年間、深刻な財政事情の下で毎年のように繰上充用のための臨時会が開催されました。それ以来、実に27年ぶりの臨時会であります。なぜ、このように臨時会を開催しなければならなくなったのか。

昨年暮れ前に発表された平成15年度の普通会計決算速報によれば、自治体財政は一段と悪化が進んでいます。実質収支が赤字になったのは、都道府県では千葉県と大阪府、市町村においては合併に伴う打切り決算の団体を除くと前年度より2団体増、25団体になりました。総務省は、この市町村決算の特徴について、まず第1に人件費1.7パーセント減、投資的経費、つまり普通建設事業費であります。これが11.3パーセント減、これらによる歳出削減によって収支指標は若干改善したものの赤字団体が増加するなど、依然として厳しい状況にあること。第2に個人住民税や固定資産税の減収に伴い、市町村税収入が3.3パーセント減少するなど、一般財源の減少が続く、臨時財政対策債に大幅に依存せざるを得なかったこと。第3は経常収支比率及び起債制限比率はともに高い水準にとどまり、財政構造の硬直化が一層進んでいること。第4に地方債の現在高が増加する一方、積立金が減少、将来にわたる実質的な財政負担については前年度より3.9パーセント増、56兆7,840億円と過去最高水準に達している。このように述べています。ところが、小泉内閣の三位一体改革のスタートになったこの年、平成16年度には、地方自治体の重要な収入減となる地方交付税などを、この15年度比でさらに12パーセント減となる2兆9,000億円も削り込み、地方財政に大打撃を与えたことは、ご承知のとおりであります。

当市の平成16年度一般会計予算は、この三位一体改革による地方交付税の削減などで、前年度比約14億円の影響が生じ、結局19億円のカラ財源を計上しての予算編成を余儀なくされてしまいました。つまり、これさえなければ繰上充用のための今臨時会が開催の必要がなかったということになります。小泉内閣の三位一体改革に対する市長の見解を最初に伺っておきます。率直にお答えください。

次に、平成16年度において、この赤字を幾ら埋めることができたのかであります。決算見込みで12億1,700万円、平成17年度一般会計でこれをそのままそっくり諸収入の雑入に補正計上、これを新たなカラ財源としての繰上充用であります。したがって、実際には6億8,000万円しか圧縮できなかったこととなります。既に当初予算では空財源を3億9,000万円計上、これに繰上充用の12億1,700万円ですから、合計で16億700万円の赤字を背負ってのスタートであります。これが果たして市財政再建につながるものと評価されているのか、その見解をお聞かせください。

我が党が問題にするのは、この決算見込みに表れた予算の使い方であり、市民の暮らしにとっても、また、市財政健全化に向けても役立つものであったのかどうかということであり、平成16年度におい

ては、行財政改革、財政健全化のためにと市民への負担を押しつけ、また、新年度からの新たな負担施策が強行されることになりました。

まず、昨年第1回定例会であります。40項目にわたる市民サービス切捨てと負担増が提案されました。ふれあいパスを1乗車ごとに100円の有料化、高齢者、母子、障害者、生活保護世帯の水道料金・下水道使用料の減免制度を2分の1から4分の1へと引下げ、市の連絡所の廃止、商店街などへの負担金や助成金の削減・縮小などがあります。第2回定例会では、市独自の医療費助成、これの切捨て、老人医療で363人、重度障害者で1,304人、ひとり親世帯で3,807人、乳幼児では2,432人、対象となったこれらの市民にとっては、医療費の負担増は今深刻な状況になっています。さらに、第3回定例会での家庭ごみ有料化、第4回定例会では市施設使用料の値上げであります。

市長は、2期目の就任に当たって、市政に臨む基本姿勢の一つとして、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進、これを挙げていますが、では、これらの施策により平成16年度における市民への負担増は幾らになったのでしょうか。歳入の削減、歳入の確保における総額でお答えください。

あわせて、職員給与の削減などの人件費の抑制でどれだけの財政効果を生み出しているのか、その効果額についても伺います。

こうした一方、無駄な予算執行や不適切な行政執行はなかったのか。これが大きな問題であります。その代表格が石狩湾新港事業であります。管理組合負担金で4億4,000万円ですが、国の直轄事業言いなりや大企業奉仕の港湾整備など、この先の負担金増を考え合わせると、大変心配であります。小樽市には重要港湾が二つもあって全国に例がない、市長はこのように言いきっています。この先、これらの一部組合負担金や大型事業についてどのように対処しようとしているのか、ぜひ伺いたいものであります。

もう一つは、市税収入の落ち込みの問題であります。平成17年第1回定例会後の決算見込みで4億9,900万円の減、つまり現年度調定分の収入減であります。このうち固定資産税で約4億円、都市計画税が9,000万円ですが、これら見込み割れの大宗を占めるのは旧マイカル・OBCだと思われませんが、現年度及び滞納繰越分を合わせて、その滞納額は幾らに上っているのか。同時に、この納税確保に向けた措置状況はどのように講じられているのか、あわせてお答えください。

平和の問題でも、昨年8月の米艦、原子力潜水艦救難艦のセーフガード、そして今年1月には最新ミサイル駆逐艦ジョン・S・マッケインの相次ぐ入港許可であります。

異常な大雪となった今年、市民の冬の暮らしを守る上で市道の除排雪が大問題になりました。この点でも推計値でしかない少ない降雪量にしがみつくようにして、除雪対策の改善は放置されてしまいました。

このように、市民と職員への負担第一で財政再建を進めてきましたが、これ自体が実は今破たんしております。この3月に示された財政再建推進プランでは、今年度から向こう5か年間で、財政状況はさらに悪化する。平成21年度における累積収支不足額は、約128億円に達すると試算しています。つまり、今後5年間でさらに88億円の財政改善を図らなければ、財政再建団体への転落が必至だというわけであります。しかし、このプランの具体的な実施計画が示されていません。策定期間はいつになるのか、同時に今年度がそのスタート年次であります。少なくとも今年度新たな実施分については、あらかじめ明らかにする責任があります。ぜひお聞かせください。

さて、この財政再建推進プランと総務省次官通知との関連の問題であります。

総務省は、3月29日、地方自治体に「新たな行革」の推進を押しつけるために、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」という次官通知を発しました。この通知は、三位一体改革による地方財政の削減、自治体業務のアウトソーシングを迫り、地方自治、住民自治を形がい化する内容を色濃く含むものであります。とうてい認められるとは思えませんが、市長の見解を求めます。

そして、この指針は今年度から平成21年度までを期間として、その「集中改革プラン」を今年度中に策定の上、住民に公表することを求めています。その内容は、第1に事務・事業の再編・整理、廃止・統合、第2に指定管理者制度の活用を含む民間委託の推進、第3は手当の総点検をはじめ給与の適正化、第4は定員管理の適正化など、画一的に期限や数値目標まで自治体に迫るものであります。たとえそれが地方自治法第252条17の5に基づく助言の形をとっていても、地方分権とは本質的に相いれないものではないでしょうか。仮にも、この指針に従う義務は毛頭ないものと私は考えますが、では、市長が策定を目指している財政再建推進プランとの違いはあるのでしょうか。あれば、その内容についてお答えください。

もう一点は、人事院勧告と人件費の問題であります。人件費では、平成15年度比で昨年度3パーセント、今年度5パーセント、そして18年度に7パーセント削減と、職員団体との合意の下に20億円の抑制に取組んであります。今年度の一般会計予算規模633億円は、実に平成4年度並みにまで後退していますが、その歳出構造においては大きく変わっています。人件費、普通建設事業費で大きく減少し、その逆に繰出金、扶助費、公債費が大幅な伸びであります。特に人件費においては、大変大きな圧縮が進んでいます。

こうした努力を進めているとき、人事院が今年8月に勧告をする国家公務員の給与構造改革案、これが明らかになりました。この改革案の骨子は、一つは、全国一律で基本給を5パーセント程度引き下げること、二つ目は、中高年層、30歳半ば以上を指すそうではありますが、この中高年層は最大7パーセントまで引き下げる、三つ目は、大都市などに勤務する職員には、新設の地域手当を支給するなどであります。これを受ける形で、政府は地方公務員の給与制度の見直しを開始しました。経済財政諮問会議の中では、民間議員などが早速にも地域の民間企業に準拠すべきだと提言もされています。18年度からの実施を目指しているそうであります。

そこで、この改革案どおりに実施された場合、推進プランの取組の中で示している人件費の抑制目標にどのような影響が考えられるのかを伺います。

特に3年経過後の平成19年度には、戻すべき給与表自体が引き下がっています。果たして削減前に回復させることができるのでしょうか。また、平成18年度においては、この改革案どおり実施されれば、交付税算定におけるマイナス影響も発生します。19年度以降についても、掲げた目標値、抑制額がどのように変化が生じるのか、具体的にお答えください。

以上、見てきたように、無駄遣いや不適切と思われる予算執行が無策、無方針のままに推移しています。何よりも深刻な財政問題を引き起こしたその原因と責任が、何一つ語られていません。こうした一方で、市民や職員には大変な負担増を強いる姿勢であります。その結果の当ての無い繰上充用であり、とうてい容認できるものではありません。

次に、議案第3号小樽市国民健康保険条例の一部改正案について質問いたします。

市長の提案理由は、国民健康保険法の一部改正に伴うものとされています。ご承知かと思いますが、三位一体改革に伴うこの法改正が参議院本会議で可決、成立したのは3月31日であります。そして、施行日は翌日4月1日であります。全国知事会が言うまでもなく、それはあまりにも唐突な提案、地方の意に反して盛り込まれたものであります。自民、公明の賛成多数で可決、共産、民主、社民が反対でありました。

そこでまず伺いますが、国庫補助負担制度の改革は、本来確実な税源移譲と地方交付税などによる財政措置が必要です。また、地域格差を生じることなく社会保障を行うことは、憲法第25条が国に求める責務であります。ところが、今回の三位一体改革は、そもそも国の歳出削減優先から行われるもので、廃止額に見合う税源移譲額になっていない上、国民生活に与える影響もまともに検討されていません。本件に即して言えば、何よりも国庫負担の割合を50パーセントから43パーセントへ引き下げることなどは、国民皆保険を支える国の責任を後退させることになる、そういう心配はないのか。また、国保制度を改善してい

くためには、国庫負担割合を計画的に引き上げていくこと、少なくとも昭和59年度以前の水準にまで戻すことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、今回の大きな制度変更は、都道府県に負担を入れるということにあります。都道府県調整交付金、これが創設されることになりました。しかし、その配分・交付の方法を決めるのはこれからであります。都道府県が条例を制定するのは、では、いつか。そのための国が示すガイドライン、これはいつ設けられるのか。法改正の一番かなめのところが示されないまま、実は先送りにされています。そんなことで、いったい国会ではどんな法案審議がされたのでしょうか。大いに疑問ありであります。この調整交付金の財政調整機能、配分基準等について、どのようになるのか、その見通しをお聞かせください。

第3は、全国知事会のアンケートにおいて、公費に占める調整交付金の割合が増加することについて、圧倒的多数の知事が市町村の国保運営が不安定になると考えています。したがって、定率国庫負担を40パーセントに戻すように求めています。同時に、保険基盤安定制度、保険料軽減分の改正についても、単なる国の負担転嫁であり、従来の枠組みに戻すようにと求めています。これらについて、市長はどのようにお考えなのか、ぜひお聞かせください。

第4に、この際、国の調整交付金についても伺っておきます。国保の収納率いかに交付金の減額を受けている保険者がいます。平成15年度で1,005、3割強の保険者、自治体が国保の収納率が低いということで減額措置を受けています。国保の滞納世帯が今全国で460万世帯を超えています。その大きな要因は、やはり長期の不況や雇用の不安定化、総体的に加入世帯の収入の低下にあるのではないのでしょうか。つまり、市町村の責任にはとどまらない、市町村の責任というよりは、国としての責任の問題ではないのでしょうか。加えて、地方単独事業として乳幼児医療費の無料化など、独自施策を展開しようとするれば、この場合にも補助金の減額であります。昨年秋、全国市議会議長会が普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること、こうした要望書を政府に提出していますが、これは地方の当然の声だと思うのですが、この点についても市長の見解をお聞かせください。

さて、本件議案第3号に対する提案理由からは、こうした数々の問題点に対する市長の顔が見えてきません。しいていえば、全国知事会や市長会などに丸投げ、自治体の長として自主・自立、き然とした態度が見えてこないのが残念であります。この問題は、単に法律改正に伴う条例整備の問題として片づけるわけにはいきません。我が党は、この条例の一部改正については、その根本において反対であります。

さて、質問を終わるに当たり、一言申し添えます。

当市議会は、過日の平成会結成により、文字どおり我が党を除いたオール与党体制になりました。このオール与党体制の弊害が最もわかりやすい形で現れたのが、今回の臨時会であります。繰上充用を求めた臨時会は実に27年ぶりですが、昭和46年から53年までの8年間、今回と同じように繰上充用にかかわる臨時会が開催されました。8回すべての臨時会で質疑に立ったのは、当時野党であった社会党、公明党、そして我が党の3会派であります。終盤にはついに与党である自民党、そして市政クラブも質疑に加わりました。もちろんこれらの臨時会においては、すべてにおいて予算特別委員会が設置され、議会としても十分なるチェック機能を果たすべく努力が重ねられました。

今回は、我が党の質疑のみであります。再三にわたる要求にもかかわらず、ついに予算特別委員会は設置されません。つまりオール与党体制の皆さんは、市長提案に対して質疑も委員会審議も必要ないというのであります。何一つ必要ないというのであります。議会の役割をみずから放棄するようなこうした態度は、我が党は大いに異議ありであります。仮にも、こうした会派のうちからまことしやかに議員定数削減などの主張がされるのであれば、何をか言わんや、あるいはもってのほかであります。当市は、今、未ぞ有の財政危機を迎えています。行政は当然、議会もまたこのときであればこそ、その責任を果たしていく

ことが強く求められているのではないかと、改めて問い直さなければなりません。

以上であります。再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 古沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、議案第1号一般会計補正予算について何点かお尋ねがありました。

初めに、三位一体改革に対する見解でありますけれども、平成16年度の三位一体の改革では、臨時財政対策債を含めた地方交付税の大幅な削減が、結果として本市にとって大変厳しいものとなりました。国、地方ともに大変厳しい財政状況の中で、改革の必要性は否定するものではありませんが、地方交付税制度の果たす財源調整機能と財源保障機能が堅持された上で、個々の自治体の財政運営に支障なく改革が行われることが大切でありまして、三位一体の改革が単なる国の財政再建の手段としてではなく、真の地方財政の充実と地方分権の確立が図られるものとなることが本来の姿であると考えております。

現在、経済財政諮問会議等において、今後の地方財政改革について議論されておりますが、中には地方財政や地方交付税制度を理解しない主張があり、これまで国と地方の間で改革について真しに協議を行ってきた経緯を無視し、その信頼関係を損ねるものも見受けられます。これらに対しては地方6団体としても明確に反対しておりますが、今後さらに地方の結束を強め、地方の意見が尊重される改革になるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、平成16年度決算見込みを受けた現状が市財政再建につながると評価しているかというお尋ねでありますけれども、平成17年度予算は、「赤字累積額を平成16年度当初予算で計上した赤字額、約19億円以下に抑える」との姿勢で編成をいたしました。今年冬の大雪による追加補正で約20億円の累積赤字を見込まざるを得なかったものであります。平成17年度は当初予算で約3億9,000万円の赤字予算を組んでおりますが、来る第2回定例会では市有林の売却代金約2億7,000円を計上する予定であり、若干改善すると考えておりますので、予算上は平成16年度赤字額約12億円と合わせて、約13億円の累積赤字となるものと見込んでおります。しかし、まだ17年度が始まってまもなく、残り9か月間の市税収入の動向や地方交付税の算定状況、その他不測の財政需要の有無など不確定な要素もありますが、予算執行においては常に経費節減と効率化に努め、少しでも赤字額を縮減し、財政再建を着実に進めていきたいと考えております。

次に、平成16年度の財政健全化の取組効果でありますけれども、最終決算に基づく詳細な分析はこれからでありますので、最終予算ベースでお答えいたします。市民生活にかかわる見直しでは、歳出で医療助成の見直しなどで約1億5,500万円、歳入では保育料の改定や減免の見直しなどで約8,800万円、合わせて約2億4,300万円の効果を見込みました。また、人件費では職員給与の3パーセントカットや職員採用を控えたことなどで、約9億1,600万円の抑制効果を見込みました。その他内部努力による経費の節減で3億5,100万円の財政効果を上げ、全体では平成15年度に比べ、約15億1,000万円の財政効果を見込んでおります。

次に、一部事務組合の負担金などについての今後の対応でありますけれども、財政再建推進プランでも「一部事務組合等の負担軽減などを国、道をはじめ、関係機関へ要請する」旨を記載しておりますが、本市の危機的な財政状況を踏まえて、不要不急の事業の見直しに加え、管理経費の節減や収入確保など、母体負担の軽減に最大限の努力を強く要請してきておりますが、これからも引き続き要請をしまいたいと考えております。

次に、OBCの滞納額等についてでありますけれども、具体的な滞納額については答弁を差し控えさせていただきますが、昨年の第4回定例会でも話しをいたしました。現在、差押えできるものは差押えしており、また、税務担当者等を含めて、定期的に協議を行うとともに、納入計画などの提出を求め、経営状況を把握しながら税収確保のため鋭意対応に努めております。

次に、財政再建推進プランの実実施計画でありますけれども、4月に財政再建推進本部に關係課長等によるワーキンググループを設け、財政再建推進プランの基本方針に基づき、その取組項目の選定や見直しの視点など、実施計画に盛り込むべき項目について検討を重ねております。今後、それらを基に全庁的に業務の効率化による職員数の在り方や施策の効果、手法など、いま一度すべての事務事業について見直しを行うこととしており、この見直しを踏まえ、本年11月を目途に策定することを考えております。したがって、内容が固まり次第、議会にも示していきたいと思っております。

次に、総務省の「新たな行革指針」についての見解であります。今回の指針は地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへ転換できるよう、地方の行財政改革の方向性を示したものであります。国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方分権推進のため、さらに行財政改革の取組を進めていく必要があると考えております。

本市ではこれまでも非常に厳しい財政状況の中で、財政再建を最優先課題として行財政改革に取り組み、本年3月には財政再建推進プランを策定したところであります。その後、総務省から新たな行革指針が示されましたが、市民サービスや住民福祉の向上を図るため、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営を行い、地方自治、住民自治の向上を図る上からも、みずからの意思で行政改革に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、総務省の新たな行革指針が求める集中改革プランと財政再建推進プランの違いでありますけれども、本市においては、財政再建推進プランの実実施計画を策定することとしておりますが、この財政再建推進プラン実施計画は、総務省が求める集中改革プランと計画期間、取組項目などにおいて重なる部分が多いことから、財政再建推進プラン実施計画に行政改革の取組項目を整理・統合することで、財政再建推進プラン実施計画を集中改革プランとして位置づけていきたいと考えております。

次に、人事院勧告と人件費についてのお尋ねでありますけれども、本年8月の人事院の勧告が出なければ詳細はわかりませんが、本市の財政再建推進プランの考え方は、人件費について本年度は5パーセントを削減しており、18年度は7パーセント削減を上限として予定しております。19年度以降については、昨年の人事院勧告で地域間格差の導入が示唆されており、5パーセント削減で試算しております。仮に、報道されている給与構造改革案をベースに考えますと、平成17年度の5パーセント削減分はそのまま削減効果があり、平成18年度の7パーセント削減では人件費分の交付税の削減があったとしても、改革案の削減率が平均5パーセントでありますので、その差の分の削減効果があると考えております。

また、平成19年度以降については、給与構造改革の趣旨を踏まえた給料表にする予定でありますので、削減率が7パーセント程度になる30歳代後半以上の職員数が多いことを考慮に入れますと、財政再建推進プランで示した一律5パーセント削減の試算よりも、削減効果があるものと考えております。

次に、議案第3号に関連してのお尋ねでありますけれども、最初に国の責任であります。今回の改正は三位一体の改革として、同時に医療保険制度改革の第一歩として国保の財政の枠組みを見直すものであり、都道府県の権限と裁量を拡大し、その役割を強化することで国保の基盤、体力を強化する観点から、新たに都道府県の負担が導入されたものと理解しております。このことにより、都道府県がこれまで以上に積極的に国保の運営に関与することとなり、国保の安定的な運営を図ることからも、大きな意義がある

ものと考えております。

また、国庫負担率の復元の問題であります。私としても復元をしてほしいとは思いますが、国の財政状況等から現状として当時の負担割合に戻すことはなかなか難しいことではないのかと考えております。したがって、国保財政の健全化が図られるよう、診療報酬体系見直しやすべての医療保険制度の一本化など、制度の抜本改革を早期に実現するよう、国に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、都道府県調整交付金の創設でありますけれども、都道府県調整交付金は都道府県が国保の財政を調整するため、政令の定めるところにより条例に基づき市町村に交付することと規定されております。現在、地方3団体と厚生労働省などで構成する都道府県調整交付金配分ガイドライン検討会にたたき台が示され、5月末をめどにガイドラインが策定される予定と聞いております。その概要につきましては、国保財政に影響のある給付費水準や被保険者の所得水準などに着目し、市町村の国保財政に急激な影響が生じないよう、一定のルールの下に交付する普通調整交付金を6パーセントとし、市町村の医療費適正化の取組や特殊な事情を考慮して交付する特別調整交付金を1パーセントとするなどが主な内容となっております。なお、都道府県調整交付金の交付につきましては、国の調整交付金と同様、11月と3月に予定されていることから、都道府県は遅くとも9月の定例議会において条例を制定すると聞いております。

次に、全国知事会のアンケート結果であります。今回の調整交付金の増加につきましては、定率国庫負担金の削減分を一律に市町村に交付するのであれば、全体の70パーセントの知事が賛同若しくはやむを得ない措置と考えていると理解しております。また、定率国庫負担を40パーセントに戻すことや保険基盤安定制度等については、国と都道府県の役割分担、責任の所在が明らかにされていないことや、保険基盤安定制度等についても医療保険制度改革の中で議論されるべきものであり、これらがない中で単に国の負担転嫁にとどまるならば、従来の負担割合に戻すべきであるとの考え方に立つものと理解しております。いずれにいたしましても、これまで都道府県は費用負担をしておりませんでした。今後は国保運営の一翼を担い、市町村と共同して医療費適正化の努力をするなど、国保財政の健全化を図っていただけないかと考えております。

また、全国市長会等、国保関係6団体もみずから主張する「国が保険者となって、すべての医療保険制度の一本化を実現するまでの当面の措置としての都道府県単位での財政運営の一元化」への第一歩と評価しており、私も同様に考えております。

次に、保険料の収納割合による調整交付金の減額措置についてであります。この減額措置は、保険料の収納率において努力した市町村と、そうでない市町村との均衡を図るため設けられた制度であります。本市においては、これまでペナルティの解消を一つの目標に、口座振替制度の導入や滞納整理員の配置など、収納率の向上に努めてきたところであります。保険料の確保は、国保財政運営の根幹にかかわることですので、今後とも収納率の向上に努めるとともに、ペナルティ制度の廃止についても、引き続き全国市長会を通じ、国に対して要望してまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 21番、古沢勝則議員。

**21番(古沢勝則議員)** ご答弁いただいた項目に沿いながら、再質問をさせていただきます。

その前に、繰上充用のしくみなのですが、これを簡単にわかりやすくお話しさせていただきたいと思うのです。

まず、三位一体改革についてであります。気になって第1回定例会の市長提案を読み直してみました。この三位一体改革というものが随所に出てくるのです。市長提案の中で数えてみましたら10か所を超えていました。16年度予算編成に当たって、どれほど大きな影響をもたらしたのかということが、これ一つと

っても容易に知ることができるのですが、しかし、市長の答弁は、言ってみれば優等生的な域を出ていないと思います。具体的に言えば、昨年の第1回定例会で三位一体改革について市長が見解を表明しておりますが、その範囲にとどまったという感を受けてなりません。お尋ねしたのは、16年度の予算執行をくぐって率直な市長の見解ですから、改めてお聞かせいただきたいと思います。

次は、市民の負担、職員の負担にかかわってのものです。ご答弁いただきました医療助成の見直しなどで1億5,500万円、保育料の値上げなどで8,800万円、人件費で9億1,600万円、合計しますと11億5,900万円が、言ってみれば、市民、職員への負担です。これに加えて、内部努力、経費節減などが3億5,100万円ですから、割合で言いますと、市民負担、職員負担の割合はこれだけで見ても77ないし78パーセント、8割近くが市民、職員の負担になります。この内部努力の中にも市民の暮らしにかかわる問題などが出てくるのかもしれませんが、経費節減などの内部努力で3億5,100万円というふうにご答弁いただきましたので、その中身について主なものでけっこうですから、示しながら、もう少しわかりやすくお聞かせいただきたいと思います。

小樽市が財政再建団体に転落する場合とはどういうことかということですが、財政指標などから見れば、実質収支の額が、つまり赤字の額が当市の標準財政規模の20パーセントを超えたときというふうには、これまで何度も機会あるごとに説明されてこられました。平成16年度規模でいえば313億4,000万円、これの20パーセント、62億7,000万円だというふうになります。

そこで一つ目、本年度の赤字状況、実質収支比率では何パーセントまで来ているのか。

それから二つ目、昭和45年度決算から52年度決算までの8年間、8年連続で赤字決算をしましたが、そのうち最も悪い、最も高い実質収支比率を示したのは何年度で、それは何パーセントの水準まで上がっていたのか。

三つ目、同時にそこまで異常にその年度、実質収支比率を高めることになった主たる原因と、それがわずかの期間で改善に向かうわけですが、その改善に向かった主な要因は何か。これを現在の小樽市の状況との比較においてお答えいただきたいと思います。

一部事務組合の負担金等です。市長は答弁で負担軽減を要請すると、こういうふうにお答えになりました。しかし、市長、実は今年度の予算を見る限り、実は一部事務組合、石狩湾新港管理組合、石狩西部広域水道企業団、後志教育研修センター組合、北しりべし廃棄物処理広域連合、この四つの一部事務組合においては、すべからく前年比増になっているわけです。新港管理組合は4億4,000万円から4億5,000万円、1,000万円の増というふうには、四つの事業合計で7億1,900万円が8億1,700万円、約1億円の増になっているわけです。ですから、一般的に負担軽減を要請していく、いわば決意表明的な答弁を求めたのではないのです。具体的にどのように進めようとしているかということをお尋ねしたのであって、例えば新港管理組合事業で言えば、平成18年度以降の負担金など大変心配です。さらには、北海道が求めている出資金の問題です。報道によれば、石狩市が3,150万円の出資に応じるというふうには態度を決めたようでありますが、これらも含めて、母体負担をどのように軽減しようとしているのか。実は、具体的に語ることが大事だと思います。現段階でわかるものをきちんとお答えいただきたいと思います。

OBCの滞納問題です。概算で見ても、OBC1社で現年調定分の収入に占める割合は3パーセントを超えようと思います。大きな税です。約5億円に当たるといえるのでしょうか。これが収入になっているのか、なっていないのかは財政再建を進める上で重大な問題ですから。しかも市長は既に月刊雑誌のインタビューに答えて、その時点でいえば、2年で10億円ですからねというふうにお答えになっている。それから、1年経過しました。市長、それでは3年で15億円なのですか、お答えいただきたいと思うのです。守秘義務は市長にないのだそうですから、きちんとお答えいただきたいと思います。

措置状況についてお答えいただきました。これも確認したいです。市長は、現在差押えできるものは差押えている。だから、現在何がしかの財産を差押え中だというご答弁をいただいたのですが、間違いありません。

次は、財政再建推進プランの関連について伺います。この推進プランの「現状での収支試算」、これを見ますと、累積収支不足額が128億円、歳入の地方交付税については、今年度予算計上額で見込んだというふうに言っています。昨年度の予算では、地方交付税の大幅削減が地方の強い反発を生み出した。これを受けて、政府は昨年末の平成17年度地方財政対策の発表の中で、17年度、18年度、この2か年については、地方交付税や地方税などの一般財源の総額については確保するという方向を示しました。しかし、どうですか。同時に19年度からはこのように言っていないか。中期地方財政ビジョンを早めに示していくよと。つまり地方交付税の削減について、早めに示していきなさいということを示しているのではないのでしょうか。そうしますと、このプランで示している収支見込み、歳入地方交付税の平成19年度以降については、過大な歳入見込みになってしまう。再建推進プランスタートに当たって、早くもつまづきかという問題が起きます。これは16年度決算見込み、赤字圧縮、その評価の問題と密接に関連する点がありますから、お答えいただきたいと思います。

この推進プランと国の新たな行革指針との問題です。推進プラン実施計画に新たな行革指針の取組項目を整理・統合して、つまり置きかえて、結局国の言いなりのプランで国の管理統制の下に、向こう5か年間進めていくという答弁、私はそのように聞きました。例えば、定員管理の適正化についてです。地方公務員の総数は平成7年度以降純減しています。この10年間でおよそ19万8,000人、約20万人純減、給与の水準も100を切って全国平均97.9だというふうに言っています。集中プランでは、これを向こう5か年間で、今度は具体的に同じ水準、つまり20万人、現状定員の4.6パーセント以上の削減を求めているわけです。

そこで聞きましたら、小樽市の場合は、これより先を進んでいるようですが、この先5年のこの集中プランで示している規模を小樽市に置きかえますと、それが何人の職員数に当たるのか。そして、それをこの集中プランで言うように、国が示しているそれを言いなりに受け入れてしまうのかどうか、そのことはぜひ伺いたいと思います。

議案3号についてです。

三位一体改革によって、私は改悪だと思いますが、今度の改悪は定率国庫負担分が34パーセント、財政調整交付金を9パーセント、こういうふうに削減すると言っています。この削減分の7パーセント、金額ベースでいうと約7,000億円になるのでしょうか。これを都道府県調整交付金に振りかえていくのだと言っています。これらの財源手当は税源移譲、住民税などの税収で確保できるようにしていきたいと言っていますが、これは例によって定かではありません。この結果、どういうふうになるかと言いますと、国の負担は患者負担分を含めた全体から見れば、30パーセントという水準まで圧縮されてしまうのではないかと。国が半分は背負わなければいけないとしている責任が3割までに後退をする、これを改悪と言わないで何というのだろうか。改悪だと思うのですが、改めて伺いたい。

都道府県調整交付金についてです。これによって都道府県が市町村に対して直接的な指導力、主導力を持つことになるのではないかとこの心配がありました。市長答弁では、まさしくその心配があるという内容での答弁をいただいたと思います。つまり、収納率が低いから、これまで国が行っていたような財源調整を今度は道からも受ける。7パーセントのうち6、残りの1は特別調整交付金というふうにするわけですから、悪かったらカットするし、特別調整交付金でよかったら上乗せをするという、国と同じようなことを道はやっていくのか、これはどうなのでしょう。

二つ目には、新年度の当初予算で、実は財政調整交付金、道支出金、道補助金として4億7,000万円が計

上されています。この4億7,000万円を算定された根拠は何か。4億7,000万円の入りの担保はとられているのか。これが二つ目です。

それからもう一点、簡単な点で伺っておきます。北海道における国保の加入世帯は、平成11年からの5か年間で1.2倍に増えたそうです。一方、国保料の滞納世帯も21万世帯にも上って、約20パーセントと急増を示しているそうです。この見合いで小樽市の状況について手元に資料があればお答えいただきたいと思えます。

以上です。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝廣）** 私からお答えした以外の問題は、担当部長からお答えいたします。

初めの三位一体の改革の率直な見解ということで、16年度予算執行をくぐってというお話でございますけれども、やはり何といたしても、先ほど言いましたけれども、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能、こういったものが少しずつ崩れてきているのかなという印象を受けます。そのほかの税源移譲の問題にしましても、所得譲与税という感じでまだ途中経過の段階といたしますが、そんなことで、ちょうどまだそういう制度が発展途上だという、確定されていないという暫定措置みたいな感じで、非常に地方自治体にとっても財政運営がしづらい状況なのかなというふうに思っておりますし、そもそもやはり先ほど古沢議員が言われるように、地方自治体の自主・自立という観点からいけば、こういったきちとした税源移譲なりをしてもらわなければ困るという感じをいたします。

それから、一部事務組合の関係で石狩湾新港の問題等ございましたけれども、基本的には石狩湾新港の問題についても、地元負担が増えないようお願いしてはおりますけれども、17年度についてはたまたまソーラス条約というそういった問題がありましたので、そういったどうしてもこれはやむを得ないものでありまして、そういうことでございますし、それから18年度以降についても、3工区の起債の償還の問題がありますから、こういった問題はこれから大いに議論を詰めていきたいと思えます。

それから、石狩開発の出資金の問題についても、確かに要請は来ておりますけれども、何か石狩市は出資するような話をしていますけれども、うちは現状では難しいというふうに答えております。

それから、OBCの関係でございますけれども、確かに設立当初といたしますが、課税当初は5億円台以上の課税額であったのは事実です。その後、年が経過するに従って4億円台に落ちてはおりますけれども、当時としては1年滞納すれば5億円ぐらいいなりますよという話をしたことでございます。

それから、差押えですけれども、これは間違いありません。差押えはしております。

それから、地方交付税の問題で19年度以降見積りが過大ではないかというふうなお話でございましたけれども、これは今回の再建推進プランをつくる時に、地方交付税については17年度予算計上額で見込みましたというふうに前提条件をつけた上での数字でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、集中改革プランの関係で、これは国の言いなりではないかというお話でございますけれども、国の集中改革プランができる前にうちは再建推進プランをつくりまして、つくった途端にそういうものが来ましたので、それとの整合性を合わせるといいますが、うちが先につくって、それで国が示したこの集中改革プランの中身で、小樽市に足りないものがあればそれにつけ加えて、それをもって小樽市の再建推進プランにしようということですので、決して言いなりになっているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、これは人員等の削減の問題ですけれども、確かに国の指針では4.6パーセントを上回る削減を

目指すというふうになっておりますが、小樽市の場合は平成21年度までに150名程度の削減を見込んでおりまして、16年度と比較しますと7.3パーセントの削減というふうになると思っております。

それから、国保の関係ですけれども、国の責任の後退でないかというお話でございますけれども、これもいろいろな医療制度改革の中でいろいろ取りざたされておりますし、今回の三位一体の改革でこの部分については、地方が要求した国庫補助負担金の削減とは別に提示されたものだというふうに理解しておりまして、そういう面ではいささか我々としては疑問がありますけれども、今回の都道府県負担の導入は都道府県の権限といいますか、それから裁量というものも拡大していくという方向ですので、そういったもので我々としては理解しておりまして、地方としては国保の運営は都道府県がすべきだと思っておりますし、私自身もそう思っておりますので、その一つの過程かなというふうに思えば、まあまあ少しは前進したのかなという感じもしております。

それから次は、都道府県の調整交付金ですけれども、この調整交付金につきましては、現在ガイドラインを作成中でございますが、これがどういうふうになっていくのか、まだ明確になっておりません。したがって、もう少し状況を見てまいりたいというふうに思っております。

それから、国保の加入世帯と滞納世帯の小樽市の関係、11年度と比較しますと、加入世帯ですけれども、平成11年度が2万7,993、平成15年度が3万1,802ですから、13.6パーセント増、滞納世帯でいきますと、平成11年度が3,279、15年度が3,790で、こちらは15.6パーセントの増ということで、その比率からいきますと若干滞納者が増えているかというふうに思っております。

私からは以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 財政部長。

**財政部長(磯谷揚一)** 古沢議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、繰上充用のしくみをわかりやすくといいますか、どういうことかということでございますが、地方公共団体の予算というのは、会計年度ごとに歳入歳出の均衡をとるように編成するように決められているわけですが、決算に至ってその収支に不足が出た場合、そういう場合でも現行上は赤字を出すことというのは許されないわけでございます。それで、例えば今回を例にとりますと、今回の収支不足分については、したがって何らかの形で穴埋めをしなければなりませんから、それが地方自治法の施行令で認められているのですけれども、いわゆるこれが繰上充用という手段になるわけでございます。繰上充用は当該年度の不足額について、出納閉鎖期間の5月31日までに、翌年度平成17年度の歳入をもって歳出予算を組んで、それから充てるということになってございまして、今回そのような措置をとらせていただくということになるわけでございます。

それから次は、市民負担の関係でございまして、内部努力で3億5,000万円余りがあるということの中で、主なものはどういうものかということのお話でございました。これにつきましては、いろいろなものの積み重ねを見込んでということでございますけれども、具体的に申し上げられるのは、予算編成の段階で経常経費、主に管理経費が中心でございますけれども、これを15年度から比べて10パーセントカットさせていただくというようなことで、まずこれが3億5,000万円のうちの1億4,000万円ぐらいはこれで見込んだところでございます。あと、具体的な数字はそういう細かい積み重ねでこうなっておりますが、内容的には例えば資金調達をやりくりして一時借入金の削減をするだとか、あるいは大会等の補助金の額を若干ですけれども削減していく。それから、建設事業費なんかの圧縮によって若干でも落としていくと。それから、各施設のいろいろな清掃の委託料などがあるわけですが、こういうものについても、そのレベルであるとか回数を見直すだとか、そういうようなやりくりをして、何とか内部努力によって3億5,100

万円程度を見込めるのではないかとということで考えたということでございます。

それから、まず一つ目は、この赤字の関係で平成16年度のいわゆる標準財政規模と、それから20パーセントであれば、今で62.7億円ぐらいになるのですけれども、今回の12.17億円がそれであればどの程度に当たるのかということでございました。これは3.8パーセントというふうになります。

それから、昭和45年度から52年度の毎年度赤字決算したわけですが、その中で一番悪かったのはいつで、そのときは率でいくと何パーセントかということがまずありましたけれども、これは昭和45年度から始まりましたけれども、累積で最高ピークは昭和50年度決算、これが約12億円でございまして、前年の額からいくと、もう6倍ぐらいに一拳に増えたという格好になってございまして、この時点で標準財政規模が87億円ぐらいでございましたから、率でいけば13.74パーセントというふうになります。その原因と解消はどういうふうにして、そして今の小樽市の状況と比較してどうなのかというお話でございました。それで、古いことなものですから、いろいろ調べたのですけれども、一つには、その時点でやはり特に歳入欠陥が非常に大きかったということで、市税の関係、それからこの伸び率が非常に低かったということと、それから地方交付税についても予想を下回る額であったというようなことがございまして、一方でまた、退職者の関係があるものですから、これは毎年度そうでしたけれども、国の方に退職手当償を要請していたのですけれども、年度末にいて最終ぎりぎりの段階で認められなかったというようなことで、結果的に当てが外れたという側面も大きいのですけれども、赤字がこういうふうに出てきております。ちなみに、特に昭和50年度というのは、全国的にも赤字転落団体が多かったのですが、道内でも函館市とか苫小牧市とか、それから旭川市なんかもなっています。

ただ、こういう状況が続いておりましたから、昭和50年の7月に、当時小樽市財政健全化委員会みたいなのをつくって、それで健全化の計画を立てながらやっていこうということで、昭和51年の当時の市長の提案説明の中にも、相当な決意をもって述べられておりますが、使用料・手数料をこれも数年ぶりですけれども、全面的に見直すということで1億9,000万円ぐらいの効果を上げようとか、あるいはまた、負担金なんかにつきましても、全道レベルのものであれば、当時北海道市長会でそれぞれランクはA、B、C、Dとか規模によってつけておりました。それも小樽市の場合は、Aランクに位置されるものだけに加盟しようとか、それから補助金についても市内の団体について見直させていただこうとか、こういういろいろな手だてをしてきたということでありまして、もちろんそれ以外にも一般的な事務事業の見直し、事務の効率化を徹底させるだとか、そういうような方法を講じてきたわけでありまして、ただ昭和48年にご承知のとおりオイルショックがございまして、日本の高度成長期から低成長といいますが、安定成長に入るような時期だったのですけれども、その後やはり税収が相当数伸びてまいりまして、それで結果的には市民所得が増えたというようなことだとか、もろもろの事情もございまして、税の固定資産税などの評価がえによって、それによって税収が増えてくるとか、そういうこともありますけれども、ちなみにお話しますと、当時の記録では、例えば昭和46年度から49年度までの4か年度の税収総額の指数を仮に100とすれば、昭和50年度から53年度までの4か年度の指数が177ということで、77パーセントといいますが、1.77倍ぐらいに伸びているということで、昭和52年度までは赤字決算をしておりましたけれども、昭和53年度から見事に黒字、累積も解消するような黒字に転化したということでございます。

そういったような状況が当時ございますけれども、現在は先ほどるご質問の中にもございましたけれども、今の国の三位一体の関係とかで17年度、18年度は一般財源総額を確保しますよということになっておりますけれども、19年度以降の様子が見えないと。あるいはまた、特に所得税から地方税への税源移譲の内容についてもどういうふうになるのかとか、具体的な中身が見えない中で、推進プランの中で大枠はつくっておりますけれども、いずれにしても徹底した組織・機構のスリム化、見直し、それから事務事業の

見直しというようなことを初めとして、あらゆる角度からそういった点を見直して、何とか再建を進めていきたいというような考えであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市民部長。

**市民部長(佃 信雄)** 古沢議員の再質問にお答えしますが、まず第一に都道府県の調整交付金の関係でございますけれども、私ども平成17年に予算に盛り込んでおります根拠でございますけれども、この根拠につきましては、従来どおりの算定をして求めました国の調整交付金の総額のうちの1パーセント、そして定率国庫負担金の総額の4パーセントを単純に北海道の調整交付金として算定し、その額を使っております。その額の担保ということでございますけれども、平成17年度につきましては、この北海道の調整交付金に当たるこの金額につきましては、国の方からは地方交付税、そして地方譲与税、この2本で担保をするというふうに私どもの方としては情報としてとらえてございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 21番、古沢勝則議員。

**21番(古沢勝則議員)** 今の点からいいますと、答弁いただいた中で都道府県の調整交付金7のうち6と1という答弁をいただきましたけれども、要するに財政調整機能を持たせようとするわけだから、そっくりそのままどうなのですか、財政調整交付金として今年度に該当するのですよね、国保のこの条例改正をすると。そして、都道府県、そっくりそのまま従来の方法で算定して計上したということで心配ないのでしょうかね。これは単純な疑問ですが。

もう一つ、国保の関係でいいますと、実は市長が再答弁でもお話しされていましたが、もともと国保というのは市町村に、言ってみれば、事業主体として置かれる筋合いのものではないというか、もともと道なり国がやってもらうべき事業だという内容のお答えを一部含んでいたと思いますが、厚生労働省は既に昨年の11月のことですが、社保審の医療保険部会に対して国民健康保険における保険運営の広域化、医療費の適正化の必要性という資料を提出しているのだそうです。その要点だけ資料で手元に入っているのだから見ましたら、その中で国保において新たに都道府県が財政調整を実施し、保険運営の広域化や医療費の適正化を促すように市町村に配分していくと。ですから、市長流に言えば、こういったことも含めて一歩前進かなというふうに見られるのだと思いますけれども、一方では市町村の合併があったりとか、道州制の問題があったりとか、そういうものとまた密接不可分につながっていくのだと思いますけれども、つまり国保を今の市町村単位から、少なくとも一定程度まとまった単位に広域化していこうではないかと。そのためにも、給付費について抑制をしていく、保険料の収納率の向上を図っていこうということを、この社保審に提出した資料の中では言っているわけです。これらを考えてみますと、この方向がもし国の主導でどんどん進んでいけば、これは結果的にというか、必然的にというか、保険料負担の割合が引き上げられていく。要するに個人や世帯で考えれば、保険料の値上げ、保険料の負担増、これは避けられないという方向になっていくのではないかと私は心配するわけです。

そこで、市長に聞いておきたいのですが、小樽の場合、今後、現行保険料について、引上げの方向性なり検討ありなしについて具体的にお答えいただきたいと思うのです。

それから、再々質問はもう一点です。

新たな行革指針との関係です。集中改革プランにかかわってお尋ねしておきたいと思いますが、麻生総務大臣が2月の経済財政諮問会議において、次のように言っているそうです。日本の公務員数というのは、人口1,000人当たり35人だと。フランスの場合は96人、アメリカは80人、イギリスは73人だと。これと比べると、日本はかなり少ないということになるというふうに発言しているそうです。これを踏まえ

ますと、このように日本の公務員数、職員数というのは、先進国の中でも極めて少ない国になるのではないかと。この日本において、一律の削減をこの先進めていくということは、つまりは公務公共業務を空洞化させていくということにつながるかと。これは民活民営化の方向づけとか、そういったこととも関連していくと思いますけれども、職員数の削減ということがこういうことにつながるかと、これが一つです。

二つ目として、給与の適正化で見れば譲れません。政府、総務省は、これまで何と言ってきたか。労働基本権の代償だからといって、人勤制度はこれを遵守する、尊重すると言ってきたのではないかと。これは職員給与の在り方の基本中の基本でありました。この基本が変わらないのに、いや、正確に言うと、変えられつつありますが、今度の集中改革プランで言えば、今回はこの指針によって適正化という名の下で、給与の引下げをどんどん進めていこうではないかということを行っている。これはこれまでの基本的な立場からとって許されることではないと思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 初めに、国保料の値上げになるのか、ならないのかというお話ですけれども、ご承知のとおり17年度は値上げはしませんでした。したがって、今後どうするか。現在まだ検討も何もしていませんけれども、状況を見ながらといいますか、今の段階では上げるとも上げないとまだ明言できる段階ではないのではないかとこのように思いますので、ご理解願いたいと思います。

それから、二つ目の麻生大臣のまたお話なのですけれども、ちょっと内容がよくわかりませんので、変にお答えするとまた誤解を招きますので、控えさせていただきます。

それから、給与の適正化の問題ですけれども、今言われていますのは、やはり地域の公務員の給料と地域の民間の給料の格差がありすぎるのではないかとこのように、ずいぶん中央で議論になっていますけれども、実は地元でもしょっちゅう私も言われているのですよ、民間の経営者の方から、市役所の給料が高いと。そう言われていますけれども、現状は一応は基本的には人勤重視という立場をとっていますから、これからもそういう立場ではいきたいと思っていますが、ただ財政状況がありますので、現在やっています自主的な削減といいますか、こういうことはまた将来もありえるのかなというふうには思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市民部長。

**市民部長（佃 信雄）** 先ほどの道の調整交付金の関係でございますけれども、最終的には道の方に移行されるのは7パーセントということになってはいますが、そのうちの6パーセントを一定のルールの下に今までと混乱のない形で交付すると、あるいはまた1パーセントにつきましては、こちらの方については都道府県の裁量で交付をすると、そういうふうになっておりますので、そういった意味からしますと、それほど心配はないのかなと、そんなふうには考えてございます。

**議長（中畑恒雄）** 以上をもって、質疑を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 20番、新谷とし議員。

**20番（新谷とし議員）** 予算特別委員会設置を求める動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ただいまの動議は賛成者がおりますので、成立いたしました。

直ちに本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました予算特別委員会設置を求める動議の提案の趣旨説明をいたします。

今臨時会での繰上充用の市長提案は、先ほど古沢議員が指摘したように、昭和53年以来27年ぶりのものです。昭和45年度から52年度まで連続して8年間赤字決算となり、繰上充用をして手当してきましたが、そのとき開かれた臨時議会では、日本共産党、社会党、公明党はもちろん、与党自民党も質疑に加わっております。そして、毎回必ず予算特別委員会が開かれております。その経緯を述べますと、昭和46年第3回臨時会における質疑は、共産党、社会党、公明党、予算特別委員会は14名で構成、昭和47年第3回臨時会での質疑は共産党、社会党、公明党の各党、予算特別委員会は15名、昭和48年第1回臨時会の質疑は、共産党、社会党、公明党、予算特別委員会は15名、昭和49年第1回臨時会での質疑は共産党、社会党、公明党、予算特別委員会は15名、昭和50年第2回臨時会での質疑は共産党、社会党、公明党、予算特別委員会は12名、昭和51年第3回臨時会での質疑は自民党、共産党、社会党、公明党、予算特別委員会は12名、昭和52年第3回臨時会での質疑は自民党、共産党、社会党、公明党、市政クラブ、予算特別委員会は12名、昭和53年第4回臨時会での質疑は共産党、社会党、公明党、予算特別委員会は12名と、その時々真剣な審議がされてきたのです。当時は現民主党の前身の社会党も公明党も野党であったという理由は通りません。

今の小樽市の非常に厳しい財政の原因は何か、どうすれば打開の展望が見出せるのか、与党であれば市政をバックアップしてきた責任においても、予算特別委員会を開いて審議すべきではないでしょうか。ご承知のように、議会は地方自治法第96条において、条例、予算、決算などの議決権が定められております。この議決権は議会の権限中、最も基本的、本質的なものであり、本条の議決によって普通地方公共団体としての意思が決定します。さらに、第98条では議会が普通地方公共団体の事務の執行に対して監視権を規定しています。このような地方自治法の規定、精神からして、市民の負託を受けた議員は、その役割を果たす上でも予算特別委員会を設置して審議を行うべきなのです。各位の賛同をお願いして、提案の趣旨説明を終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** これより、討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

**8番(菊地葉子議員)** 日本共産党を代表して、予算特別委員会設置を求める動議に賛成の討論をします。

27年ぶりに繰上充用のための臨時会が開催されています。昭和45年から52年までの8年間、赤字決算の繰上充用手当を審議する臨時議会では、その都度、予算特別委員会が設置されたその経緯については、新谷議員が趣旨説明で詳しく述べたとおりです。同時に、今、少なくない自治体の実質収支が赤字になっていることは、古沢議員の質問からも明らかになりました。とりわけ本市の財政事情については、平成16年度の一般会計予算に19億円の空財源を計上したことで、一躍国じゅうの注目を浴びることになりました。市長みずからが経済誌等のインタビューに応じ、地方財政の窮状を訴える行動は、少なくとも平成17年度の地方交付税算定への国の考え方に一石を投じる結果になったのではないのでしょうか。

たとえそうであっても、小泉内閣の三位一体改革が引き続き地方財政に与える打撃は軽視できません。景気回復のめどが見えず、医療、介護など、社会保障のさらなる国民負担が増大し、市民生活が苦況にあ

えいでいる中で、小樽市が財政危機をどのように打開しようとしているのか。あわせて、地方自治体として、市民の生活と福祉の増進、地域経済の発展に寄与できるのか。市民はもとより、少なくない自治体はその成り行きを注目していると言っても過言ではありません。石狩湾新港負担金、マイカル誘致など、本市の財政悪化を招いた要因について、聖域なく明らかにし、その反省に立った行政を進めるのか。三位一体改革については、市長みずからも地方自立の方向から外れていると答弁されていますが、それではそのことにどう立ち向かうのか、市長の答弁では明らかではありません。

財政改革の基本方向は、何よりも市民と職員に展望を与えるものでなければなりません。そのために、市民のさまざまな生活実態に即した詳しい審議は欠かせません。本会議一辺倒で共産党以外の会派の質問もなしという議会運営で、赤字財政の立て直しに正面から立ち向かおうとしているのか疑問です。この先の厳しい財政再建に本気で立ち向かおうとする姿勢を示すためにも、予算特別委員会の設置に各会派の皆さんの賛同をお願いして、賛成討論とします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）**

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

**議長（中畑恒雄）** ただいまの出席議員は31名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

**議長（中畑恒雄）** 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

**議長（中畑恒雄）** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本動議に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票願います。

点呼を命じます。

**事務局次長（三浦波人）** 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

**議長（中畑恒雄）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、森井秀明議員、山田雅敏議員をご指名いたします。

(開 票)

**議長(中畑恒雄)** 投票の結果を報告いたします。

投票総数31票

そのうち有効投票 30票

無効投票 1票

有効投票中

賛成 5票

反対 25票

以上であります。

よって、本動議は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

**議長(中畑恒雄)** 意見調整のため、この際、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後 2時42分**

**再開 午後 4時00分**

**議長(中畑恒雄)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表して、議案第1号及び第3号について反対の討論を行います。

議案第1号についてです。平成16年度当初予算で19億円の収支不足から空財源を組まなければなりません。その原因は、市民と職員の犠牲の行政改革で16億7,000万円の効果を生み出したにもかかわらず、三位一体改革で14億円削減されました。このこともあり、平成16年度の予算編成上の財源不足は22億6,000万円にも及び、取り崩す基金もなく、前年に続き、他の企業会計などから3億5,000万円を借り入れても、なお19億円の財源が不足することとなったものです。平成16年度は、市長は提案説明にあるような努力をし、7億円圧縮しましたが、12億円の収支不足となったとの説明ですが、その詳しい内容には触れておりません。

平成16年度当初予算で、ふれあいパス有料化、高齢者、ひとり親世帯、障害者、生活保護世帯の水道料金・下水道使用料の減免制度の改悪、連絡所の廃止、商店街などへの負担金、貸付金の廃止、縮小などで14億4,800万円の負担をかぶせたり、サービスの切捨てを行いました。第2回定例会以降を見ても、市独自の医療費助成廃止などで1億6,000万円もの負担をかぶせました。これらがどんなに関係市民に苦痛と困難をもたらしたか、我が党はその都度小樽民報でその実態を明らかにしてきました。これに加え、市職員の賃金カットです。7億円の縮小といっても、こうした市民と職員の犠牲を中心にしたものでした。それでも、12億円からの財源の不足です。我が党は、市民と職員の犠牲にもかかわらず、三位一体改革で大幅な

歳入の削減で市民の犠牲も財政再建に効果がなかった。いったい市民は何のために負担をかぶせられたのか、こういう内容の議案を認めるわけにはいきません。

次に、議案第3号です。国保の財政安定化支援事業に国が2分の1出していたのをやめて、これを都道府県が補てんすることになり、その分は都道府県に地方交付税で措置するというものです。また、給付については調整交付金を1パーセント、定率国庫負担を6パーセントそれぞれ削減、その削減分7パーセントを調整交付金として都道府県に交付するというものです。だから、市町村の新たな負担はないと言いたいようです。しかし、国も都道府県も財政困難な折、先ほどの質疑で指摘したように、全国知事会、全国市議会議長会もこの問題の市町村の負担が増えるのではないかと心配から、要望・意見を出しているくらいです。今後、市町村負担が増やされないという保証がありませんので、認めるわけにはまいりません。

さて、初めに本臨時会に当たって指摘しなければならないのは、27年ぶりの繰上充用、しかも12億円を超える額にもかかわらず、予算特別委員会を設置せず、詳しい審議をしなかった問題です。財政危機という小樽市の重要問題を、他党派の皆さんは本会議の質問もしない、予算特別委員会を設置して審議を要求した我が党の要求をも拒否し、質問もさせなかったことは、市民の願いに背き、議会の活性化に反するもので極めて重大なことと言わなければなりません。議案を審議すべき議会で、より立ち入った審議もさせない、議会の自殺行為をとったと言われても仕方がないでしょう。我が党は、財政再建のためにはその原因を議会でも議論して認識を一致させ、市民の皆さんとともに運動にして世論を高めていくことが必要と考えています。この立場から言って、本会議の質疑だけでは皆さん先ほどお聞きになったように、とうてい時間が足りません。どうしても予算特別委員会を設置して、審議することが必要であったことは明らかだったではありませんか。

小樽市の財政破たん寸前の要因は、長引く不況にあることはだれもが否定できないことです。この不況は1990年代の半ばに橋本内閣のとき、消費税率5パーセントへの増税、特別減税の廃止などによる国民への9兆円もの新たな負担をかぶせたことが原因です。この原因を取り除くことが必要なことは言をまちません。このことを明らかにして、議会も市民も改めて認識を一致させることが必要でした。

ところが、小泉内閣のやっていることは、この願いに反して、国民への負担を次々と増やし、不況を一層深刻にしているだけです。加えて、市長も認めているように、三位一体改革は地方自治体の財政を圧迫しています。我が党は国民の暮らしを守り、向上させることが景気回復の決め手だと主張しています。それは国民の皆さんの毎日の生活に欠かせない買物、いわゆる個人消費が国民総生産の6割を占めているからです。この個人消費を伸ばしてこそ、景気回復が図られることは明白です。景気が回復すれば、個人市民税、法人市民税の所得割も増えることは確実です。また、国の地方交付税の総額を大きく伸ばし、地方交付税の増大も小樽市の財政立て直しに大きく貢献することになるでしょう。小樽市の予算編成もこの基本に立って可能な限り努力することではないでしょうか。

我が党が毎年の予算議会で提案する予算修正案は、市長提案の予算の枠内という限られた制約を持っているとはいえ、景気回復の方向を目指していることは、その都度皆さん方に説明し、訴えてきたところです。この基本に照らして、平成16年度の予算編成とその執行が適切であったかどうか、審議しなければなりません。また、19億円の空財源が7億円縮小されたとは言っても、これをどのように評価するのかを詳しく審議しなければなりません。市財政立て直しの方向をどのようにして探るか、こういう詳しい審議を事実上封じたことは、他党派の皆さんは財政立て直しに真剣でないと言われても仕方がないでしょう。なぜ詳しく審議をしようとしなかったか、私は考えてみましたが、次のような思惑があったのではないかと考えられます。

小樽市の健全化計画が破たんしたのは、小泉内閣、自民党、公明党の三位一体改革の影響で、平成15年

度と16年度を比較すると、14億3,600万円も削減されたことが大きな原因です。これを予算特別委員会で指摘され、小樽市の財政を破たんし追い込んだ大きな原因は、自民党と公明党だと言われるのが嫌だったからではなかったのではないのでしょうか。

また、平成16年度の予算編成で19億円の財源不足、これを生じて空財源を組まなければならなくなったときに、市長は幾つかのマスコミに、小樽市の財政が苦しくなった要因を語っています。詳しくは触れませんが、この中で石狩湾新港とかマイカルの問題を指摘しています。これらはいずれも我が党以外の会派が推進してきた事業であるだけに、これも浮き彫りにされるのが嫌だったこともあるのではありませんか。

現在、議会では「財政再建に関する小樽市議会検討会議」を自主的に立ち上げ、4回目の審議が行われています。この中で、議会に対し期待を抱いている多くの市民が、この臨時会で審議を尽くしていないことを知ったら、審議もしない議員なら議員定数を削減した方がいい。議会で発言しないなら、報酬を引き下げた方がいいと言い出すでしょう。これは審議しない議員に対する当然の批判の声です。ところが、本臨時会で質疑もしない、予算特別委員会での審議もしないという議員の皆さんの中に、定数削減、議員報酬引下げを主張しているのは、どういうわけでしょうか。私はこの事実、どの議員がどんなことを言っているのか、有権者の皆さんにその事実を率直に伝え、判断していただくつもりです。マスコミの皆さんも、この問題では、定数削減、報酬引下げを言っている議員が、財政問題で重要な議案がかかっているこの議会で質疑をしているのかどうか、具体的に報道していただきたいことを要望しておきます。

小樽市は、かつてない深刻な財政危機に直面しています。27年ぶりの繰上充用ですが、過去にも赤字決算は昭和29年度、30年度、38年度、39年度があります。直近では先ほど古沢議員が質問で明らかにしたように、昭和45年度から52年度まで8年間連続しての繰上充用でした。特に昭和50年には決算では若干減ったものの、12億2,700万円という巨額の繰上充用を行っています。この50年の繰上充用の額は、標準財政規模で現在と単純に比較しますと、現在の43億円に相当します。当時はこのばく大な赤字をたった3年間で赤字再建団体転落を回避するところまで回復させたのです。以後27年間にわたって繰上充用はありませんでした。

なぜ、当時は現在と比較にならないほどの赤字でありながら、短期間で立て直しができたのか。市民所得の伸びが市税の伸びをもたらしていたこと、地方交付税が大きく伸びていたことが原因でした。また、先ほどの古沢議員の再質問に対し、財政部長が当時のことも答弁されています。だから、当時からゆる使用料・手数料、国民健康保険料など、市民負担だけで10億円、現在に換算すれば35億円にも相当する負担をかけたにもかかわらず、市税は伸び続けたのです。しかし、現在は昭和50年のときとは違って、不況のため、市税が落ち込んでいること、さらに三位一体改革で15億円の落ち込みがあること、今後、市税と地方交付税の伸びが期待できないことが、本市の財政が深刻であると指摘する一番の理由です。

さて、財政再建問題ですが、我が党が指摘するのは、平成17年度を初年度とする財政再建推進プランで、果たして財政再建ができるのかという懸念です。そこで、今回は時間がなくて質問を本格的に展開できなかった推進プランについて幾つか指摘しておきます。

初めに、歳入です。推進プランの現状のままの収支見込みの項についてです。この項の歳入では、小樽市の財政を危機に追い込んだ三位一体改革で、平成16年度の15億円の削減がそのまま固定して推移していること。さらに、地方交付税は平成17年度の当初予算額を平成21年度までそのままとして計画している問題です。ご承知のように、三位一体改革をめぐる昨年の政府与党の合意は、地方自治体が必要とする一般財源は、平成17年度、18年度の2か年は保証するというだけのものです。これは関係者の間では、19年度以降は減らしますよというのが常識となっていることを意味しています。もちろん我が党は、こんなやり方を認めるものではありません。しかし、政府が地方自治体への削減を既定の路線としていることは、本

市の財政再建にとって極めて重大な問題です。また、市税も平成17年度予算と同じ額で計画していますが、不況のため落ち込みがあると見るのが当然のことです。

以上指摘したように、推進プランの現状のままの収支見込みの歳入では落ち込みが予想されるのに、これを考慮しないで、平成21年度には累積収支不足が127億8,000万円としていることが妥当なのかどうか、これもきわめなければならない項目でした。

次に、歳出です。最初は人件費ですが、平成19年度にはカットした人件費を人事院勧告の5パーセントカットを想定し、その差2パーセントを元に戻すことになっています。人件費問題での疑問は、市長をはじめ理事者は、職員の人件費カットの回復はいつかとの議会に対する説明は、7パーセント削減後の復元は、その時点で財政状況を踏まえて、改めて職員組合と交渉するとのことでした。しかし、推進プランでは、平成19年度に人事院勧告の見込みを折り込んでいるとはいえ、2パーセント全額を元に戻す計画となっています。議会への説明と異なったのはどういうわけなのか。こういう財政再建推進プランの問題点を明らかにしないで、ただ繰上充用だけを認めてくれと言っても、審議のしようがないではありませんか。

さらに、現状のままの収支見込みの歳出、その他の項では、内訳は書かれておりません。しかし、ここでは石狩湾新港管理組合負担金が毎年4億6,000万円を支出することが折り込まれています。この財政危機のときに、石狩湾新港にはこれまでどおり負担金を出す計画になっている。先ほど市長の答弁では、新港の4億6,000万円の負担金の中には、中央地区の2工区の平成18年度から3か年にわたる一括償還の小樽の負担分は折り込まれていないということです。そうであれば、北洋銀行が2工区の償還繰り延べに同意したのか、新たな問題だけに審議でたださなければ、推進プランの計画の数字が正確なのかどうか、審議のしようがありません。この点でも市長の見解を求めたいということでした。

次に、推進プランの21年度までの収支試算の改善項目の中のその他の改善必要額との項目ですが、21年度には7億5,000万円となっていますが、いったい何を改善してこの金額を生み出すのか、明らかにされておりません。

次に、推進プランの実施計画作成はこの秋以降とのことですが、一般会計の繰上充用は議案第2号の老人特会の繰上充用と違って、もともと財源手当が全くないままの諸収入への計上でした。また、平成17年度の赤字3億9,000万円も財源手当は全くありません。だから、第2回定例会で、先ほど市長が答弁したように、蘭越町にある市有林売払収入2億7,000万円が入ることになっていますが、これ以外、新たな財源のめどはありません。だから、12億円の繰上充用と17年度の赤字額の合計から市有林の代金を差し引いても、平成17年度は第2回定例会後、約13億円の収支不足となり、これがほぼ全額来年度の繰上充用につながっていくことになるわけです。政府の地方財政対策、市民への負担増、不況などで市税の現状を考えれば、今日の市財政は昭和50年代の財政再建のときとは取り巻く条件が根本的に異なります。こういう問題点を市長にただず機会を他の会派の皆さんは議会審議を封じて奪ってしまったことは、財政の実態を市民の前に明らかにすることを隠したと同じことを意味しています。

推進プランの実施計画は、この秋に向けて検討しているとのことですが、はっきりしているのは既に推進プラン初年度のこの4月から、前の健全化計画で計画されていた行政改革に基づいて、家庭ごみ有料化で3億6,300万円、医療費単独助成廃止で1億1,300万円、あらゆる施設使用料の値上げで2,800万円もの負担を新たに市民に既に押しつけています。健全化計画で40億円の負担をしてもらえば財政は立て直すことができる、こう大宣伝しておきながら、1年もたたないうちに健全化計画は破たんし、新たに88億円の財源を用意しなければならない。こうなった原因を市民に広く説明もしないで、また新たな負担を押しつけることは、市民の皆さんに対する約束からも許されません。

この点に照らしても、市長の提案説明はあまりにも簡単で、財政問題での市民の疑問に答えるものでは

ありませんでした。だからこそ議会として責任を果たす必要があったわけです。これを他会派の皆さんが封じたことは、どんなに重大なことであったか、改めて指摘し、討論といたします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第3号について、一括採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号について、採決いたします。

お諮りいたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託された案件はすべて議了いたしました。

第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時22分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 小 前 真 智 子

議員 高 橋 克 幸

諸般の報告

平成 1 7 年小樽市議会第 1 回臨時会議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成17年1月～3月分の各会計例月出納検査について報告があった。
- (2) 平成17年第1回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第58号「在宅寝たきり高齢者等理容サービスの拡大について」は、現在は理容サービスのみの提供を実施しておりますが、本年度の「高齢者保健福祉計画」の見直しにあわせて、美容サービスの導入を検討しております。

小樽美容協会に対しては、実施した場合の体制や手法など会員との課題整理を求め、今後の取り組み方法について協議していくものです。

なお、陳情者には平成17年5月18日に上記内容を説明いたしました。

以 上

# 平成17年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

会期 平成17年5月27日～平成17年5月30日(4日間)

| 議案<br>番号 | 件名                          | 提出<br>年月日 | 提出<br>者 | 委 員 会     |               |           |          | 本 会 議     |          |
|----------|-----------------------------|-----------|---------|-----------|---------------|-----------|----------|-----------|----------|
|          |                             |           |         | 付託<br>年月日 | 付託<br>委員<br>会 | 議決<br>年月日 | 議決<br>結果 | 議決<br>年月日 | 議決<br>結果 |
| 1        | 平成17年度小樽市一般会計補正予算           | H17.5.27  | 市長      |           |               |           |          | H17.5.30  | 可決       |
| 2        | 平成17年度小樽市老人保健事業特別<br>会計補正予算 | H17.5.27  | 市長      |           |               |           |          | H17.5.30  | 可決       |
| 3        | 小樽市国民健康保険条例の一部を改<br>正する条例案  | H17.5.27  | 市長      |           |               |           |          | H17.5.30  | 可決       |
| 4        | 小樽市議会委員会条例の一部を改正<br>する条例案   | H17.5.27  | 議員      |           |               |           |          | H17.5.27  | 可決       |